

No	項目	質問内容	回答
1	募集要項 ⇒4 提案手続 ⇒(3) 参加申込書の提出について ⇒■提出物 エ 過去に受託した同種又は類似業務の経歴がわかる資料について	「過去に受託した同種又は類似業務の経歴がわかる資料」とはどのようなものを想定されておりますでしょうか。弊社にて業務名や受託年月等を記載した一覧を作成予定ですが、そういった資料で問題ないのかまたは成果物の電子データでもよいのか、ご教示いただけますと幸いです。	当該資料について、資料の形式は特に指定ありません。 発注機関名、業務名、契約日、事業規模(金額)等が把握できるものであれば、一覧を作成して提出いただいても構いません。
2	募集要項 ⇒5 契約 ⇒(2) 契約保証金について	「財務規則第131条各号に該当する場合」とございますが、大船渡市の財務規則第131条各号の内容を伺えますでしょうか。	大船渡市財務規則第131条各号の記載事項は以下のとおりです。(当該条項のみ抜粋) また、当市ホームページ内「例規集」のページでも閲覧いただけます。  (契約保証金の免除) 第131条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。 (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 (3) 政令第167条の5第1項及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されるとき。 (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。 (6) 物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。 (7) 市場を通じて販売するため、卸売業者と販売委託契約を締結するとき。 (8) 一般競争入札の方法により契約を締結する場合において、契約金額が50万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 (9) 指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約金額が100万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 (10) 官公署、政府出資法人、県出資法人又は市出資法人と契約するとき。 (11) 連帯保証人(当該契約から生ずる契約者の一切の債務を連帯して負担することを保証する者をいう。)を立てたとき。 (12) 特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる契約(調査、試験、研究、観測、設計、監理及び訴訟を委託する契約並びに美術品等の製作を委託する契約等をいう。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき、又は契約保証金を納付させることが適当でないとき。